事業継続計画

【災害発生時にライフラインを復旧・維持するためのマニュアル】

守山市管工事業協同組合

平成 27 年 11 月

一目次一

1	事業継続計画(BCP)とは	
	(1) 事業継続計画(BCP) とは何か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(2) 事業継続計画(BCP) 策定の趣旨	2
2		
	(1) 基本方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	(2) 重要業務	3
3	被害想定	
	(1) 守山市管工事業協同組合	1
	守山市管工事業協同組合 災害対策本部 体制図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2) 守山市	
	① 地震	3
	② 液状化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	
	③ 水害	7
	④ 緊急事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	⑤ 被害想定	3
4	組合の重要業務継続に係る事前対策	
	(1) 組合の重要業務継続に係る事前対策の検討	
	① 経営資源(人)への事前対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1
	② 経営資源(物)への事前対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	③ 経営資源(情報)への事前対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	2
	④ 経営資源(金)への事前対策1	2
	⑤ 共同事業の事前対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	3
5	組合員の事業継続に係る事前対策	
	(1) 組合員の事業継続に係る事前対策の検討	
	① 【ステップ1】 組合員の現状把握	4
	② 【ステップ2】 代替先の検討‥‥‥‥‥‥‥‥1	
	③ 【ステップ3】 災害発生時の情報集約・調整1	5
6	>1<10.00 - 11 de 2	
	(1) 緊急時の統括責任者・・・・・・・・・・・1	6
	(2) 緊急時の組合全体の対応能力	
	① アンケートの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
	② アンケートの集計結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	8
7		
	(1) BCPの周知・定着・・・・・・・・・・2	(
	(2) B C P の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
8		
9	【参者】上水道施設災害応急復旧作業に関する協定書(写)・・・・・・・2	5

1 事業継続計画(BCP)とは

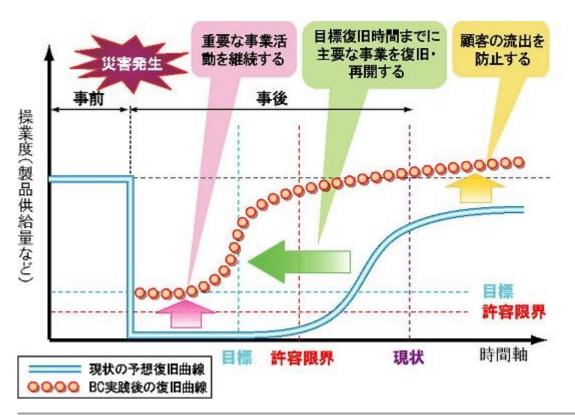
(1) 事業継続計画(BCP)とは何か

BCP (Business Continuity Plan)とは何か

事業継続計画(BCP)とは、潜在的損失による強い影響を受ける認識を行い、実行可能な継続戦略の策定と実施、事故発生時の事業継続を確実にするための計画であり、事故発生時に備えて開発、編成、維持されている手順及び情報を文書化した事業継続の成果物を言います。

すなわち、災害や事故等が発生すると被害を受けた組合の運営能力はその時点で急落し、被害が大きい場合には運営不能な状況に陥ります。その後、時間が経つにつれて組合活動は回復して行きますが、必ずしも100%まで回復できるとは限りません。また、その回復時間が長くなればなるほど、その間守山市民にご迷惑を掛けることになります。また、100%の回復は困難になることが考えられます。さらに、回復が不可能な場合には、組合の解散に追い込まれることが考えられます。

従って、事業継続計画は、災害や事故等が発生し、組合運営が一時的に低下した場合でも、組合にとって中核となる事業(特に上水道施設修繕業務)については、継続が可能な状況までの低下に抑える(中核事業は継続させる)、また、回復時間をできる限り短縮させ、できるだけ早期に組合運営を回復させることにより、市民の安全と安心を確保し、組合の損失を最小限に抑え、災害や事故等の発生後でも事業を継続させて行くための計画です。



(2) 事業継続計画(BCP)策定の趣旨

大地震、集中豪雨や洪水等の水害、新型インフルエンザ、テロ等の不測の事態に見舞われた状況で、当組合は生き残ることができるか。組合員の従業員やその家族を守れるか。市民からの信頼を維持できるか。守山市管工事業協同組合は、こうした緊急事態に遭っても、何とかして組合運営を維持・継続しなければなりません。

東日本大震災発生以降、防災・減災意識が高まって来ていますが、平成27年9月には、栃木県、茨城県、宮城県など関東・東北において河川の堤防が決壊し、甚大な被害を受け、家屋や尊い多くの人命が失われており、依然として多くの災害が発生しているのが現実です。

その際、記録的な豪雨、想定外の事態、これまでに経験したことのない雨などと報道されていますが、こうした災害は起こるべきして発生したと言えます。何故なら、河川改修など人工的な構造物は、30年とか50年確率などと、一定の基準や予測の元に設計されており、それ以上の自然現象は、現在生きている我々は経験していないかも知れませんが、遠い過去には何回も発生しているのも歴史上事実であります。

このことから、我が守山市においても将来的には、南海トラフによる巨大地震や野洲川堤防の決壊による被害は必ず発生すると認識すべきです。そうした災害に備えて、守山市においても「守山市地域防災計画」が策定され、毎年8月末に「地震災害総合訓練」が実施されています。守山市管工事業協同組合も守山市上下水道事業所の職員様と共同で水道復旧訓練に参加し、組合員の一致団結した組織力により、日頃の修繕業務等による水道復旧作業の技術研鑽の成果を披露しています。また、配管技能講習会や下水道排水設備研修会等に参加し、技術向上に努めると共に、危機意識は絶えず保持しているところです。

また、組合発足当初より、守山市から受託している「上水道施設修繕業務」及び「水道量水器取替業務」については、各組合員の経営規模(従業員数、車両・掘削機械等の保有数等)に格差は有るものの、組合員全員で受け持っています。これは、日頃から全組合員が修繕業務等を施工することにより、災害時には即対応できるよう技術研鑽に努めるためでもあり、各組合員がそれぞれの能力に応じて復旧作業を分担して実施することが可能となります。

従いまして、当該事業継続計画(BCP)は、災害時に即対応できるための水道 復旧や組合存続のためのマニュアルとして策定するものであり、決して特別なもの ではありません。災害時に組合をどのように続けていくか等、日々の運営の中で考 えていることを、計画として「見える化」し、それが最高意思決定者不在という緊 急時においても、当該BCPは日々の組合運営の延長にあるものと考えています。

なお、社会情勢は刻々と変化している中、当該BCPもそれに即した計画であるべきであり、必要に応じ見直しを行い改定します。

2 事業継続計画(BCP)の基本方針

(1) 基本方針

当組合は、以下の基本方針に基づき、行動する。

チェック	基本方針
Ø	守山市の飲料水確保および応急給水のための応急復旧作業に関し、守山市から協力を求められる場合にはそれに応じる。
	(上水道施設災害応急復旧作業に関する協定書より抜粋)
Ø	協定に基づく他市町への支援活動、社会的使命を遂行する。
Ø	組合の求心力を向上させる。
Ø	組合の共同事業を早期復旧若しくは継続させる。
Ø	組合員の事業を早期復旧若しくは継続させる。
Ø	組合員が供給責任を果たし、顧客からの信用を守ることを支援する。
Ø	組合員の経営(雇用)を守る。
Ø	商取引上のモラルを守る(独占禁止法を遵守する等)。
Ø	組合の事務所及び組織体制下職員(人命)の安全を守る。

(2) 重要業務

当組合は、以下の業務の継続もしくは実施を最優先事項とする。

チェック	重要業務			
Ø	災害時における上下水道の応急復旧作業			
☑ 組合員の組合内外における連携支援 (組合員間の連携の調整、他の組合との調整 等)				
Ø	業界への情報発信 (滋賀県中小企業団体中央会、滋賀県管工事業協同組合連合会、湖南管工事業組合連絡協議会等の団体との連携)			

3 被害想定

地球温暖化による気候変動の影響は、気温の極端な高温や低温、熱波による死亡や疾病、海面上昇や高潮による海岸部の洪水、台風の巨大化、異常気象による大水害や干ばつ等、様々な地球規模の被害が懸念されて来ました。また、日本国内では、火山活動の活発化や地震災害が発生しています。こうした様々な災害が、単に想定されているのではなく、現実なものとなりつつあります。前述の「事業継続計画(BCP)とは」で記載したとおり、近年の災害をかえりみる時、自然がもたらす影響の大きさは、人間の想像をはるかに超え、自然に対しての人間の無力さを思い知らされています。

しかしながら、人間には知恵があります。そうした災害を未然に防ぎ、または災害を最小限に留め、或いは人命だけでも守ることが出来ます。

また、私たちは、災害に遭った時には、出来るだけ早期に復旧し、元の生活に戻ることが出来ます。そのためには、予め災害を予測し被害を想定しておく必要があります。更には、災害復旧の対応を事前に計画し、繰り返しの訓練が必要です。

この項では、守山市内で発生しうる被害を想定し、それぞれの立場で災害時の復旧体制などを計画します。

(1) 守山市管工事業協同組合

① 住 所: 524-0012 守山市播磨田町 1073 番地

② 組合員数 : 18 組合員

③ 設立目的 : 水道業者が相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な

共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、

かつ、その経済的地位の向上を図るための組合である。

④ 事業活動 : 目的を達成するため、組合員の事業に関する経営及び技術の

改善向上、知識の普及を図るための教育及び情報の提供など。

具体的には、給水装置工事施工技能者講習会、配管技能講習会、下水道排水設備工事責任技術者講習会などの開催、参加。 守山市地震災害総合訓練の参加。上水道施設修繕業を市から受託し、全組合員が対応することで災害応急復旧作業を実施可能とする。

《 災害時における体制図 》(次の災害対策本部体制図は、ホームページに掲載している。)

守山市管工事業協同組合 災害対策本部 体制図

災害	対策本部長		平成275 副本部長		
理事長	森田 重吾	専務理事	内田 誠		
田水道 (株)	077-585-2083	(株) 内田工業	077-583-4174		
		総務委員長	今村 浩之		
		(株) 第一技研	077-584-2229		
		総務 副委員長	今井 貴善		
		(株)みずほ設備工業	077-585-146		
第	5 1 班		第 2 班		
班長	市村 康和	班長	山本 英弥		
前 イチムラ	077-585-8281	赤井住宅設備 (株)	077-585-024		
担当者	市木 健二	担当者	内田 剛		
制 市木設備工業所	077-582-2616	(株) 内田工業	077-583-417		
担当者	今江 三枝子	担当者	勝見 伊豆男		
今明水道 (株)	077-585-7652	カツミデンキ	昼 077-585-641 夜 077-583-616		
担当者	大崎 裕士	担当者	小山 佐登志		
大崎設備工業 (株)	077-582-3406	侑) 小山工業	077-585-039		
担当者	川端 博之	担当者	田中 聡一郎		
削端電工社	077-582-2137	(株) 田中水道	077-583-207		
担当者	北田 聖也	担当者	東郷		
第一技研	077-584-2229	東郷設備	077-585-383		
担当者	川嶋 文雄	担当者	荒木 恭伸		
株) ハシモト	077-582-4750	(株) みずほ設備工	業 077-585-146		
担当者	清水 保	担当者	木村 伊太郎		
服部工業(株)	077-582-3008	森田水道 (株)	077-585-208		
担当者	林 稔	担当者	村上 弘		
守山ガス器具センタ	一住設 (株) 077-583-1347	(株) 幸弘設備	077-585-207		

	077-583-	-1347	L		077-585-2077
★ 緊急時集合場所	本部		事業協同組合 守会館事務所 】	·山市播磨田町1073	TEL 583-2929 FAX 582-7633
		石田信隆	(株) 大洋	守山市水保町1310-7	tel 585-811 fax 585-8122
	資材	森 伸太郎	(株) 仲啓	守山市石田町254	tel 585-233 fax 585-231
★ 締結資機材調達先		宮原真一	丸善管工器材	傑) 守山市吉身六丁目6-34	tel 582-3354 fax 582-473
	機材	川嶋栄司	(株) 川嶋機械	守山市播磨田町93-2	tel 583-2323 fax 583-2330
	10发 173	吉川喜彦	大喜産業 (株)	守山市十二里町250-5	tel 585-370 fax 585-509

(2) 守山市

守山市では、災害に備えて「防災マップ(平成24年改定版)」を作成している。この「防災マップ」に基づいて、守山市での被害の想定をする。



① 地震

守山市内で起こりうる地震は、琵琶湖西岸断層帯地震(南部)と南海トラフ巨大地震(東南海・南海地震)が考えられる。その内、南海トラフ巨大地震の災害を想定する。

		地 震 名	マグニチュード	今後30年以内の 地震発生確率
想	活断層地震	琵琶湖西岸断層帯地震(南部)	7.5程度	ほぼ0%
定地	2年2年至114年6年	東南海地震	8.1 前後	70%~ 80%
震	海溝型地震	南海地震	8.4前後	60%程度

(出典:守山市防災マップ)

また、守山市内の想定震度は5強である。



(出典:震度と揺れ等の状況(概況)-国土交通省気象庁)

② 液状化

震度5強においての守山市内の想定PL値(液状化指数)が15未満で、液状化になる可能性が低い。

(一般的に、PL値15以上が液状化し易いと言われている。)

③ 水害

10年に1度の大雨(170mm/日)を想定した場合の守山市における最大の浸水は、0.5m未満(床下浸水程度)。

100年に1度の大雨(529mm/日)を想定した場合の守山市における最大の浸水は、0.5m未満(上記の10年と同じく床下浸水程度)。

□守山市の断面図(横断面図)



(出典:守山市防災マップ)

100年に1度の大雨(野洲川流域の1日間350mm/日)時に、仮に野洲川の堤防が決壊した場合を想定した場合の守山市における最大の浸水は、5.0m未満。

④ **緊急事態**(液状化→液状化地盤変動、 噴火噴石→台風・竜巻:家屋倒壊、交通 障害)

事件事故・自然災害 (リスク項目例)	災害発生推定 災害レベル(例)	a.予測 発生頻度	b.災害強度 損害の大きさ	影響度重要度 a×b	BCP 考慮
東南海·南海地震	振動、建物倒壊、類焼火災、M5強	2	4	8	0
液状化	建物倒壊	2	1	2	×
集中豪雨、洪水	集中豪雨、交通障害	2	1	2	×
(野洲川堤防決壊)	(集中豪雨、交通障害)	1	5	5	Δ
噴火、噴石		1	1	1	×
インフルエンザ	組合員の欠勤	2	2	4	×
IT コンピュータ情報	情報流出、ウィルス攻撃	3	1	3	×

頻度と強度の予測評価(突然性・突発性)の判断例

	発生頻度(予測)		リスク損害の大きさ、強度
5	確実に発生する 確率極大/常時?	5	巨大被害、大損害、事業継続不可能
4	発生可能性あり 確率大/週、月1回程度?	4	甚大被害、経営活動継続に損害発生
3	いつかは発生 確率中/1年に数回程度?	3	活動継続に中程度の損害発生
2	ほとんど発生しない 確率小/5年1回程度?	2	内部処理可能程度の損害発生
1	特別以外は発生ない 確率極小/数十年以上?	1	損害軽微、経営活動に支障発生しない

(発生頻度) × (損害の大きさ・強度) = 重要度・影響度の判断

⑤ 被害想定

ア 南海トラフ巨大地震(東南海・南海地震)

想定震度が5強であることから、被害想定は守山 市内の水道管が破裂や漏水が考えられる。

また、震度5強であることから、組合事務所の 建物が倒壊する可能性は極めて低い。

液状化および洪水の被害想定も小さく、組合企業 も守山市内にあることから、バイク・自転車あるい は徒歩でも現場に到達できるものと考えられる。



イ 野洲川堤防の決壊

河川改修計画では、100年に1度くらいの大雨でも、野洲川の堤防は決壊しない設計になっている。 しかしながら、近年の想定外の自然災害や、記録的な豪雨・経験したことのない豪雨が現実に発生していること(降雨強度の増大)。



更に、現況の野洲川は、暫定河床高である。当初の河川改修計画における 川田町地先の落差工付近の河床高は、琵琶湖基準水位(TP+84.371m)と 同じくらいの計画高になっており、現況の河床より2m以上の土砂を浚渫す る必要があること。かつ、河道両岸に設置してある消波ブロック(通称テト ラポッド)は、当初の護岸ブロックの保護のためで、経年して安定後に撤去 予定のはずであるが放置したままである(河道断面積の減少)。

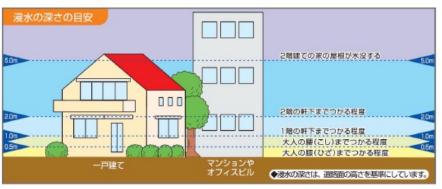
また、河道部は草木が繁茂し、伐採等の管理をすることなく放置されている(流速に悪影響)。

このような状況(降雨強度の増大、河道断面積の減少、流速の低下)においては、計画流下能力には到底達していないことは明らかである。

従って、近い将来、野洲川堤防の決壊は起こりうると想定すべきであり、 堤防が決壊した場合には、守山市中州学区ではほぼ2階の軒下まで水がつか る可能性がある。 (出典:下記の図は守山市防災マップを引用)

3-4.想定される浸水の深さと建物等の関係

洪水ハザードマップは、浸水の深さを色で示しています。 浸水の深さの目安はおよそ図のとおりです。



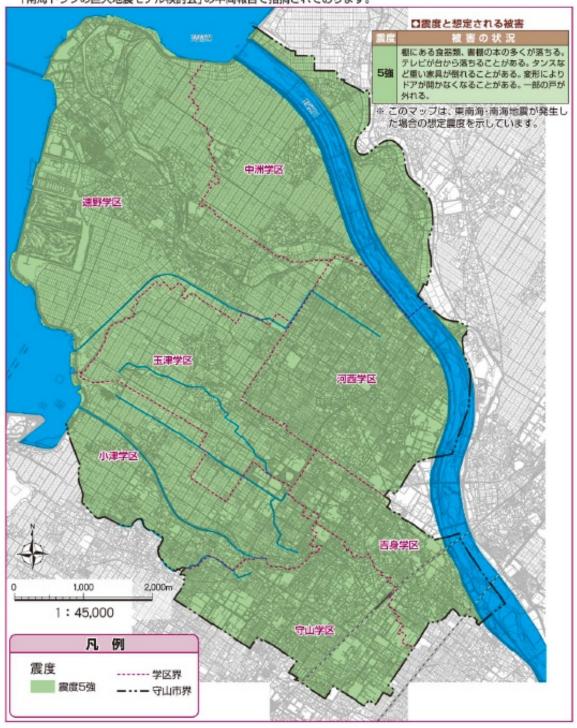
ウ 守山市マップ

事件事故・自然災害 (リスク項目例)	災害発生推定	a.予測	b.災害強度	影響度重要度	BCP
	災害レベル(例)	発生頻度	損害の大きさ	a×b	考慮
東南海·南海地震	振動、建物倒壊、類焼火災、M5強	2	4	8	0

2-6.東南海・南海地震の想定震度マップ

このマップは、東南海・南海地震が発生した場合の想定震度を示しています。

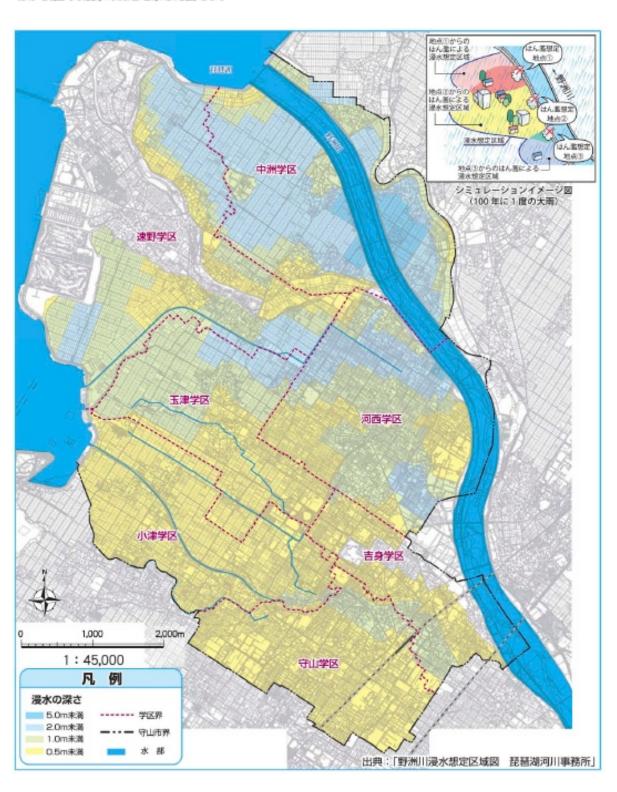
※ 今後30年以内の東南海地震の発生確率は70%~80%、南海地震の発生確率は60%程度と言われております。 南海トラフを震源とするいずれかの地震が発生した際に、他の地震を誘発し3連動の地震が発生することもあると 「南海トラフの巨大地震モデル検討会」の中間報告で指摘されております。



事件事故・自然災害	災害発生推定	a.予測	b.災害強度	影響度重要度	BCP
(リスク項目例)	災害レベル(例)	発生頻度	損害の大きさ	a×b	考慮
(野洲川堤防決壊)	(集中豪雨、交通障害)	1	5	5	Δ

3-8.野洲川浸水想定区域図(仮に堤防が決壊した場合)

100年に1度の大雨(野洲川流域の1日間総雨量350mm)時に、仮に野洲川の堤防が決壊した場合の、守山市における最大の浸水の深さを示した図です。



4 組合の重要業務継続に係る事前対策

(1) 組合の重要業務継続に係る事前対策の検討

組合の重要業務を継続するための事前対策は、以下のとおりである。

① 経営資源(人)への事前対策

【ステップ 1】事前対策の実施状況の把握						
組合員・職員の安否確認ル		はい				
ールの決定や安否確認手段 の確保を行っているか?		いいえ				
緊急時に必要な職員が出 勤できない場合に、代行できる職員を育成しているか?	Ø	はい				
		いいえ				

	【ステップ 2】事前対策の検討・実施						
	何をやる?	誰がやる?	いつやる?				
	組合員・職員側から携帯メールや災害時伝言サービスを使って組合に連絡するように指示を行う。	役員·事務 局長·事務 員	実施済み (随時確認)				
)	既に組合 18 社で話し合いができている。班ごとで代行できるように育成済みである。また、班長不在時には、副本部長が班長を代行する。	理事会	実施済み (役員改選 時に変更)				

② 経営資源(物)への事前対策

【ステップ 1】事前対策の実施	を状況の把握
組合事務所内の什器や棚	☑ はい
等、設備を固定しているか?	□ いいえ
組合の事務所が被災し、倒壊した場合に備え、代替の事	ロはい
務所を決めているか?	☑ いいえ

	【ステップ 2】事前対策の検討・実施				
	何をやる?	誰がやる?	いつやる?		
	設備を固定する。 モノによっては固定しない	事務局長	実施済み		
•	市内にある石田配水場や民間の事務所等の施設を一時的に借用する。 決定後、組合員に連絡をする。	理事会	被災後 (災害時に被 災していない 施設の管理 者に交渉)		

③ 経営資源(情報)への事前対策

【ステップ 1】事前対策の実施	を状況の把握	
組合員の緊急連絡先リスト		
を整備しているか?	□ いいえ	7
組合員の緊急連絡先リスト はパソコンダウンでも情報把	☑ はい	1
握出来るか?	□ いいえ	7
緊急時に事務局以外の場 所に、事務局業務の実施に	ロはい	
必要なデータのバックアップ をとっているか?	☑ いいえ	7
緊急時に情報を発信、組合 員等の情報を収集する手段	☑ はい	
(ホームページ等)を整備しているか?	□ いいえ	7

【ステップ 2】事前対策の検討・実施						
何をやる?	誰がやる?	いつやる?				
既に完備されている。	理事会	実施済み				
既に完備されている。 パソコン ハ゛ックアップ、主要な部分のペーパ 一化、ホ-ムペ-シ゛に掲載。	事務局長	実施済み				
中央会等に協力頂いて勉強 会等を開き、今後どうしていくか を検討する。	理事会 事務局長	1年以内 を目途に 実施できる よう検討				
ホームページの更新 Facebook グループを作成 し、組合員等の情報手段として 整備する。	理事会 事務局長	実施済みホームページを随時更新				

④ 経営資源(金)への事前対策

【ステップ 1】事前対策の実施	恒状	況の把握
緊急時に組合員の事業継 続·復旧に必要な資金を準		はい
械・復口に必要な負金を準備しているか?		いいえ
緊急時に活用できる公的資 金(融資、保証 等)を把握し		はい
でいるか?	V	いいえ

【ステップ 2】事前対策の検討・実施							
何をやる?	誰がやる?	いつやる?					
現実的には難しく、今後の課 題。							
中央会等に協力頂き、勉強 会等を開催して、組合員全体 の知識を高める。							

⑤ 共同事業の事前対策

【ステップ 1】事前対策の実施状況の把握			【ステップ 2】事前対領	- ・ップ 2]事前対策の検討・実施		
【ヘノツノコ学的対象の失為	81人がり161種		何をやる?	誰がやる?	いつやる?	
組合員の規模・施工能力 (従業員数、重機等の保有 状況等)の把握は出来ている か?	☑ はい□ いいえ		全組合員にアンケートを取り (2015/07/09)、集計する。	理事会	実施済み	
・ 守山市の応急復旧作業時の経費負担、および補償についての取決めが出来ている	☑ はい		守山市と「上水道施設災害応急復旧作業に関する協定書」を	理事長	実施済み	
か?	□ いいえ	'	結んでいる。 			
協定に基づく他市町への応 援可能者(技術者)、応援可 能重機材、車両等は把握し	☑ はい		応援可能者(技術者)、応援 可能重機材、車両を把握してい	理事長 (県管連・	実施済み	
ているか?	□ いいえ		<u>る。</u>	湖南連協		
資材類(給水装置類)を組合で備蓄しているか?	☑ はい		水道会館の倉庫に、修繕に必 要な最低限の資材を確保して	理事会 (規正委員会)	実施済み	
T CVIN HO CV CVI	□ いいえ		いる。	(风止安貝云)		
資材類(管類、栓類、継手 類、ボックス類など)の調達は	☑ はい		「上水道施設災害応急復旧 作業に関する資機材優先調達 協定書(管材料等)」を締結して	理事長	実施済み (㈱仲啓、 丸善管工器	
できるか?	□ いいえ	'	いる。 (平成9年2月20日に締結)		材㈱、㈱大洋)	
機材類(車両、掘削機械、配管工具類、切管工具類、	☑ はい		「上水道施設災害応急復旧 作業に関する資機材優先調達 協定書(掘削機械等)」を締結	理事長	実施済み	
保安設備類等)の調達はできるか?	□ いいえ		している。 (平成9年2月20日に締結)	培争 攻	械、大喜産業)	
	ロはい					
	□ いいえ]				
	ロはい					
	□ いいえ]7				

5 組合員の事業継続に係る事前対策

(1) 組合員の事業継続に係る事前対策の検討

地震等の災害発生により、万が一組合員が被災し業務が停止しても、組合内もしくは他の組合の企業間で業務を代替し、組合員が事業活動を継続できるようにする。

①【ステップ1】	①【ステップ1】組合員の現状把握				
組合員名	重要事項	代替方法の 必要性	必要な代替方法 (代替生産、代替調達 等)		
第1班(南地区)	水道管工事、漏水 工事	☑ 必要□ 不要	人(技術者等)とモノ(機材等)が不足した場合には、各班の組合員の相互扶助により足りない資源を補い、工事を行う。		
第2班(北地区)	水道管工事、漏水 工事	☑ 必要□ 不要	人(技術者等)とモノ(機材等)が不足した場合には、各班の組合員の相互扶助により足りない資源を補い、工事を行う。		
組合本部	市からの被災情報連絡	☑ 必要 □ 不要	電話等が不通になった場合には、 職員がバイク、自転車または徒歩で 情報連絡を行う。		
		□ 必要			
		□ 必要			
		□ 必要			

		1
②【ステップ 2】	代替先の検討	
組合内企業	組合外の企業、他の 組合	
組合内企業	他市町村の管工 事業協同組合(ただ し、守山市を介して)	
市「災害時におけ 本協定」	注津市、栗東市、野洲 る相互応援・連携基 7月1日に締結)	

	③【ステップ 3】災害発	生時の情報集約・調整
	被災状況 (人、物、情報 等)	代替方法への対応状況
	断水等の被災状況や組 合員やその家族の被災状 況	バイク、自転車や徒歩 で情報を集める。
)	罹災他市町への応援、 規模、時期、内容情報統 合	通信の代替手段を活 用する。
•		

6 緊急時の体制

(1) 緊急時の統括責任者

地震等の災害発生により、緊急事態となった際の統括責任者、代理責任者及びそれを支援する組合員は以下のとおりとする。

統括責任者の役割	統括責任者	代理責任者	代理責任者
■ 緊急時の対応に関する重要な意思決定 及び指揮命令 (組合事務局)	理事長	専務理事	総務委員長



支援

緊急時の対応に関する重要な意思決定 及び指揮命令(組合事務局の支援)

守山市

統括責任者が意思決定及び指揮命令すべき緊急時の対応の例

組合の重要業務継続のための対応

- 職員の安否確認
- 重要業務に係る代替要員の確保
- 什器・棚等の復旧
- 代替事務所の確保
- 情報発信·収集手段の確保
- 資金調達手段(公的資金 等)の確保
- 共同事業に係る代替方法の実施

等

組合員の事業継続のための対応

- 組合員の被災状況の把握
- 組合内での代替の調整
- 他組合との連携の調整

等

(2) 緊急時の組合全体の対応能力

① アンケートの実施

「組合員の重機等の保有状況の把握は出来ているか?」は下記のようにアンケートを実施した。実施日は 2015 年 7 月 9 日である。

事業継続計画(BCP)策定にかかる人員・資機材等の調査票

.合員名:	記入者:
, 口 具 们 ,	111/11 .

守山市管工事業協同組合 宛て FAX: 582-7633

	 	H合 宛(FAX: 582-	7 0 3	<u> </u>	Т
No.	名 称	区 分 組枚竿)	単位	数量	備考
1	配管技術者(正社員)	詳 細 (規格等) 配管等の免許所有者	人		代表者含む
2	配管技術者(非正社員)	配管等の免許所有者	人		100000
3	作業員(正社員)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
			人		+
4	作業員(非正社員)		人		+
5	事務員等(正社員)		人		+
6	事務員等(非正社員) 従業員 計		人		+
7			人		+
8	上記従業員の内、掘削権		人		+
9	<i>ダン</i> プトラック	軽ダンプ	台		
10	"	2 t ダンプ	台		
11	"	3 t ダンプ	台		
12	トラック	4 t ダンプ以上 取トラック	台		+
13	トラック	軽トラック	台		+
14	"	1 t ~ 4 t 未満トラック 4 t 以上トラック	台		+
15	<i>"</i> バン・ワゴン車		台台		+
16 17	ユニッククレーン車	資材器具搭載用の車 クレーン付きトラック	台		+
18	掘削機械	バックホウ 0.1未満	台		
19	川	バックホウ 0.1 バックホウ 0.1	台		+
20	"	バックホウ 0.2	台		+
21	<i>''</i>	バックホウ 0.25以上	台		+
22	積込機械	ホイールローダー等	台		+
23	破砕機械(ブレーカー)	エンジン付き (軽易な破砕機)	台		
24	JJ	エアータイプ(軽易な破砕機)	台		
25	小型破砕機械	電動ピック・チッパー等	台		+
26	コンプレッサー	破砕機械等に使用	台		+
27	転圧機	プレート等小型機種	台		†
28	II	ランマ等中型機種	台		
29	II.	振動ローラー等大型機種	台		
30	発電機 (小型)	ポータブルタイプ	台		
31	" (大型)	10KVA以上	台		1
32	水中ポンプ	2インチ以下	台		
33	JJ	3インチ	台		
34	JJ	4インチ以上	台		
35	切断機械	アスファルトカッター	台		
36	JI	エンジンカッター (パイプ切断等)	台		
37	II .	電動カッター (パイプ切断等)	台		
38	投光器	手持ち式	台		
39	II .	三脚式	台		
40	穿孔機	水道管用	台		
41	測量機器	レベル測定器等	セット		
42	その他				
43					
記載	武以外に機械を所有されて	いる場合は、その他の空欄に記載し	て下さい	٠.	·

記載以外に機械を所有されている場合は、その他の空欄に記載して下さい。

協定に基づく他市町(罹災市町)への応援可能の人・設備概要をこの表利用して記入

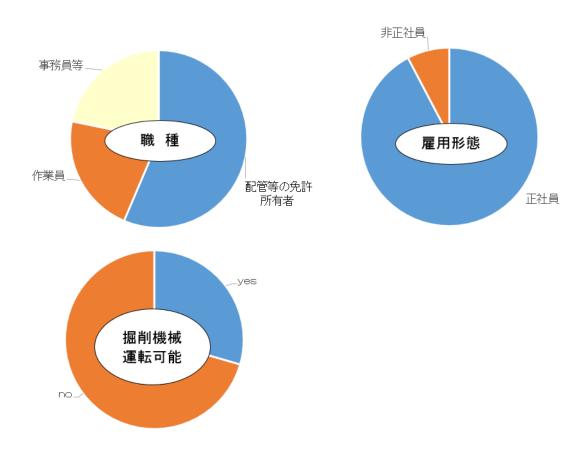
② アンケートの集計結果

Q. 組合の構成員

配管等の免許所有者		作業員		事務員等		스 화
正社員	非正社員	正社員	非正社員	正社員	非正社員	合 計
85人	3人	30人	4人	29人	5人	156人

うち掘削機械 運転可能者 46人

*組合の構成員数には代表者含む



Q. 組合保有の保有両車

ダンプトラック			トラック		バン・ワゴン	クレーン車
軽	2 t	3 t	軽	1∼4 t	資材器具搭載用	クレーン付きトラック
14台	17台	8台	14台	9台	28台	5台

Q. 組合保有の掘削機械等

	積込機械			
バックホウ 0.1未満	バックホウ 0.1	バックホウ 0.2	バックホウ 0.25以上	ホイールロー ダー等
27台	12台	3台	8台	4台

Q. 組合保有の破砕機械等

破砕機械	(ブ・レーカー)	小型破砕機械	コンプレッサー
エンジン付き (軽易な破砕機)	エアータイプ (軽易な破砕機)	電動ピック・チッ パー等	破砕機械等 に使用
3台	2台	53台	2台

Q. 組合保有の転圧機・発電機

転圧機		発電機 (小)	発電機 (大)	
プレート等 小型機種	ランマ等 中型機種	振動ローラー 等大型機種	ポータブル タイプ	10KVA以上
20台	19台	1台	25台	3台

Q. 組合保有の水中ポンプ・切断機械

水中ポンプ	切断機械				
2インチ以下	アスファルト カッター	エンジンカッター (パイプ切断等)	電動カッター (パイプ切断等)		
41台	14台	9台	21台		

Q. 組合保有のその他機械

	光器	穿孔機	測量機器
手持ち式	三脚式	水道管用	レベル測定器等
69台	10台	22台	25セット

7 事業継続計画(BCP)の運用

(1) BCPの周知・定着

BCPの重要性や進捗状況等を組合内に周知するため、定期的に組合員に対して、以下の周知・定着活動を実施する。

周知·定着活動					
誰が?	何をする?	いつ?もしくは どのくらいの頻度で?			
理事会	組合員や職員に対して、BCPの進捗状況 や問題点を説明する。 (朝礼、総会、総代会 等)	毎年1回以上			
理事会	組合員と共同で策定したBCPの訓練を実施する。	毎年1回以上			

(2) BCPの見直し

BCPの実効性を確保するため、以下の基準に基づきBCPの見直しを行う。

BCPを見直す基準

- 組合事務局の人員入れ替え時、組合員の入会・脱退、組合員が取り扱う商品・サービスの変更・追加等があった場合や、BCP訓練により策定したBCPの問題点が把握された場合は、BCPを見直す必要があるか検討を行い、その必要があれば即座に見直す。
- 毎年 1 回以上、事前対策の進捗状況や問題点をチェックし、必要に応じてBCPを見直す。

8【参考】金融支援の例

種類	制度名	受付主体
	· 防災対策支援貸付制度 · 災害復旧貸付	守山商工会議所商工組合中央金庫
	· 社会環境対応施設整備資金	日本政策金融公庫
融資・	・ セーフティネット保証	信用保証協会
保証· 共済	・ 県単低利融資制度	県
	・BCP策定等を支援するローン	民間金融機関
	· 中小企業倒産防止共済 · 小規模企業共済	守山商工会議所 中小企業基盤整備
	· 災害復旧高度化事業	機構
保険	・ 地震BCP補償保険・ 利益保険・ 店舗休業保険	守山商工会議所民間保険会社

9【参考】上水道施設災害応急復旧作業に関する協定書(写)

变更協定書

守山市

守山市管工事業協同組合

上水道施設災害応急復旧作業に関する協定書の変更協定書

平成9年2月18日付けで、守山市長 甲斐道清と守山市上下水道公認業者協同組合 理事長 今村房三が締結した「上水道施設災害応急復旧作業に関する協定書」について、守山市(以下「甲」という。)と守山市管工事業協同組合(以下「乙」という。)の间で上水道施設の災害応急復旧作業について、次のとおり変更し協定書を締結する。

(趣旨)

- 第1条 この協定は、守山市地域防災計画に基づき、地震災害、 風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合 における飲料水確保および応急給水のための応急復旧作業に関 し、甲から乙に協力を求めるときの手続き等について定めるも のとする。
- 2 甲が締結する相互応援協定等に基づき他の被災自結体等に応援要員等を派遣する場合は、この協定を準用する。

(協力要請)

- 第2条 甲は、災害が発生し緊急に上水道施設を復旧する必要がある場合に、乙に対し、上水道施設の復旧に関し、作業資機材および労力等の提供(以下「業務」という。)の協力を要請することができる。
- 2 乙は、この協力要請に基づく連絡担当者を、毎年4月末まで に甲に報告する。
- 3 甲は、協力要請の円備化を図るため、担当部署および担当者をこに報告し、災害が発生した時は、緊密な情報交換を行う。

(業務の指示)

- 第3条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、乙の協力を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により要請し、事後、文書を提出するものとする。
 - (1) 災害の状況および復旧場所
 - (2) 協力を必要とする車両または作業用資機材の種類、數量および人員
 - (3) 協力を必要とする期间および業務内容

- (4) その他参考となる事項
- 2 応急活動に係る現場指揮および連絡調整は、甲が行う。

(業務の実施)

- 第4条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、やむを得ない 事由のない限り、通常業務に優先して業務を実施するものとす る。
- 2 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、速やかに、乙に属する組合員(以下「組合員」という。)に対し、具体的業務内容を示し、業務を指示するものとする。
- 3 組合員は、この指示に従うものとし、業務が完了したときは、 直ちにこに報告するものとする。

(経費の負担および支払)

- 第5条 甲の要請により、乙が業務を実施するために要した費用 は、災害発生の直前の適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ 甲が負担する。
- 2 乙は、組合員が後事した業務に対する前項の負担額を集約し、 一括して甲に請求するものとする。
- 3 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から40日以内 に乙に支払うものとする。

(補償)

- 第6条 第4条の規定により業務に役事した者が、業務に役事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、または身体障害を有することとなった場合は、甲は、「守山市消防団員等公務災害補償条例」(昭和41年条例第36号)に基づき、これを補償するものとする。
- 2 乙が業務の実施のために使用した車両または作業資機材に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定めるものとする。

(報告)

第7条 この協定の万全な実行を期するため、甲は、乙に対して、 その組令員名簿および保有する車両または作業用資機材の種類 および数量等について報告を求めることができるものとする。 (連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては守山市上下水道事業所長、乙においては理事長とする。

(協定期间)

第9条 この協定の有効期间は、協定締結の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。ただし、期间偽了の日から 1 ヶ月前までに、甲及び乙が協定解除を申し出ない場合は、期间偽了の翌日から 起算して 1 年间この協定を延長するものとし、以後同様とする。

(雜則)

第10条 協定の解釈に疑義を生じたとき、またこの協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押卯の上、各自1通を保育する。

平成 25 年 7 月 3 日

甲 守山市長



乙 守山市管工事業協同组合

理事長

